

## 天理市要介護高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、高齢者(65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の者であっても特定疾病に該当するもの。以下同じ。)に対し、紙おむつ等を支給することにより、高齢者又は家族の経済的負担等の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続及び保健衛生の増進を図ることを目的とする。

### (受給資格者)

第2条 紙おむつ等の受給の資格を有する者は、寝たきり又は常時失禁状態にある高齢者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 現に市内に居住し、かつ同市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規程する要介護認定において、要介護3、4又は5と認定された者(要介護3の者については、認定調査票の「排尿」及び「排便」の項目が「(一部)介助」又は「見守り等」に該当する者のみとする。)
- (3) 市民税非課税世帯に属し、かつ同一敷地内に市民税が課税されている親族が居住していない者
- (4) 医療機関に入院していない者
- (5) 次に掲げる施設に入所していない在宅の者
  - ア 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム(住宅型有料老人ホームを除く)
  - イ 介護保険法に規定する認知症対応型共同生活介護を行う住居、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
  - ウ その他長期的な利用を目的とした施設

(紙おむつ等)

第3条 この事業により支給する紙おむつ等は、次のとおりとする。

- (1) フラットタイプ紙おむつ(月 120 枚)
- (2) テープ止めタイプ紙おむつ(月 60 枚)
- (3) リハビリタイプ(パンツタイプ)紙おむつ(月 30 枚)
- (4) 尿取りパッド(月 180 枚)

2 支給する紙おむつ等の品目は前項のうち、2種類以内とする。ただし、2種類の支給を受ける場合は、前項に定める数量のそれぞれ2分の1の枚数を支給するものとする。

(支給申請)

第4条 紙おむつ等の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、要介護高齢者紙おむつ等支給申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合はその内容を審査し、該当すると認めたときは、要介護高齢者紙おむつ等支給決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果該当しないと認めたときは、要介護高齢者紙おむつ等支給申請却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(支給の開始)

第6条 紙おむつ等の支給は、前条第1項の規定による支給の決定日が、その属する月の1日から15日までである場合は当月から、それ以外の場合は翌月から開始するものとする。

(支給方法)

第7条 紙おむつ等は、別に定める方法により第5条第1項の決定を受けた者(以下「受給者」という。)に支給する。

(支給内容の変更)

第8条 受給者は、別に定める方法により支給の内容を変更することができる。

(資格の調査)

第9条 市長は、毎年定期及び必要があると認めるときは、受給者が第2条の要件に該当するか調査しなければならない。

(受給廃止の届出)

第10条 受給者は、第2条の要件に該当しなくなったとき又は事業が不要になったときは、速やかに要介護高齢者紙おむつ等受給資格喪失届(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(支給決定の取消し)

第11条 市長は、受給者が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき及び前条の届が提出されたとき、又は死亡したときは、支給決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により紙おむつ等の支給決定を取り消したときは、要介護高齢者紙おむつ等支給決定取消書(様式第5号)により受給者又は家族に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以前から当サービスを利用している者については、旧要綱第 2 条の規定を引き続き適用する。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により作成されている申請書の用紙で残部のあるものについては、改正後の規定にかかわらず、必要な調整を行うことにより使用することができる。